

# EX-DRIVE ご利用規約

## 目次

第1条 (本契約の役割と変更)	2
第2条 (申込み)	2
第3条 (支払い)	2
第4条 (本サービスの内容)	3
第5条 (特定利益)	3
第6条 (設備)	3
第7条 (指導)	3
第8条 (チャット機能および当社アプリケーション)	4
第9条 (禁止事項)	4
第10条 (知的財産権の帰属)	4
第11条 (本サービスの期間)	4
第12条 (解除等)	5
第13条 (休会)	5
第14条 (中途解約・コース変更時の精算)	5
第15条 (再委託)	5
第16条 (損害賠償)	6
第17条 (変更)	6
第18条 (権利義務の譲渡等の禁止)	6
第19条 (届出事項の変更)	6
第20条 (反社会的勢力の排除)	6
第21条 (準拠法および合意管轄)	7

## 第1条（本契約の役割と変更）

1. 本契約は、本サービスの利用に関する条件を定めるものであり、本契約の規定は、当社と本サービスの利用者との間の契約内容を構成する。
2. 当社のウェブサイト上に掲載される本サービスに関する利用条件および諸規定、パンフレットや申込書、入会申込書等に規定される約定は、本契約の一部を構成するものとする。また、これらの約定に本契約と異なる規定がある場合は、当該約定が優先的に適用される。
3. 当社は、任意に本契約を変更することができるものとする。その際、当社は当社所定の方法により、適用日および変更後の内容を利用者へ通知するものとする。
4. 利用者が前項に定める適用日以後に本サービスを利用した場合、変更後の本契約の全ての規定に合意したものとみなされる。

## 第2条（申込み）

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社に対し、本サービスへ申し込むものとする。
2. 申込みにあたって、利用者は、当社に正確かつ最新の情報を提供するものとする。
3. 当社は、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者に対して申込みを拒否とすることができる。
  - (1) 第1項の書面に虚偽の記載、誤記、記載漏れがある、その他申込みが不相当である場合
  - (2) 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていない又はその恐れがある場合
  - (3) 申込みが不適切又は不正な目的（当社のノウハウの商業的利用を含む）に基づき、又はその恐れがある場合
  - (4) 利用者が暴力団員等（第20条第1項）若しくは同条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第2項各号に該当する行為を行い又はそれらの恐れがある場合
  - (5) 利用者が過去に当社との契約上の義務に違反したことがある、その他利用者が本契約上の義務に違反する恐れがある場合
  - (6) 利用者が法令違反、その他公序良俗に反する行為をするおそれがある場合
  - (7) その他申込みを承諾することが不適切である場合
4. 当社が申込みを承諾した場合、利用者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知する。
5. 当社は本契約及び諸規定を了承の上、第1項の申し込み手続きを行い、弊社の承諾を得た上で、第3条1項に規定する入会金及び当月の月会費を払い込むことにより会員としての資格を取得する。

## 第3条（支払い）

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの提供の対価として、入会金 66 万円（税込）および受講料月額 2.2 万円（税込）を支払うものとする。
2. 利用者は、当社に対し、前項に規定する入会金 66 万円を、本契約締結後速やかに、当社指定の口座に振り込む方法で支払うものとする。
3. 利用者は、当社に対し、第1項に規定する月会費を、毎月 15 日限り、当社指定の口座に振り込む方法で支払うものとする。
4. 支払期限を過ぎたにもかかわらず、利用者が当社に対して第3条第1項の金額を支払わない場合、当社は、利用者に対する本サービスの提供を中止若しくは中断ができ、かつ、第12条第1項に基づき契約を解除することができる。
5. 入会金及び月会費の支払いを怠った時は、支払うべき日の翌日から起算して、年 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

## 第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、利用者のビジネススキルの向上を目的とし、当社による講義、課題、ペース管理、フィードバック、企画運営、コーチング、チャット、添削等の当社所定の方法により、利用者に対し、ビジネスに関する指導を行うものとする。
2. 本サービスは、第4条第1項の目的達成に向けて、利用者の主体的で意欲的なビジネススキルの向上を促進するものであるが、利用者に対して利益を得ること等の効果を保証するものではない。

## 第5条（特定利益）

利用者は、本サービスの提供を受ける中で、当社指定する規定に従い一定の業務を行うことにより、当該規定に定められた利益を享受することができる。

## 第6条（設備）

1. 利用者は、本サービスをオンラインで受講する場合、自己責任と負担において、受講環境を、当社が推奨する利用環境（以下「推奨環境」という。）に整えるものとする。なお、利用者は、推奨環境下以外での受講では、本サービスを適切に利用できない場合があることを確認するものとする。
  - (1) インターネット接続：512 kbit/s 以上
  - (2) オーディオ：マイク付きヘッドフォン・イヤフォン又はマイクとスピーカー設備
  - (3) ビデオ：ウェブカメラ（HD 対応）
  - (4) ブラウザー：Firefox, Chrome, Safari の最新版  
又、Cookies と JavaScript が使用可能である必要がある。
  - (5) Zoom：アカウントを取得し、常に最新バージョンの Zoom をダウンロード  
※Zoom 最新版：<https://zoom.us/download>
  - (6) google meet：Chrome をダウンロードし、google アカウントを取得
2. Zoom および google meet の利用に際し、以下の各号に定める事項に同意するものとする。
  - (1) Zoom google meet の提示する各契約、ガイドライン等を遵守する。
  - (2) 本サービスの開始日までに Zoom アプリケーションをダウンロードしインストールする。
  - (3) Zoom または chrome アプリケーションの使用方法を理解し、設定等を行う。これらはすべて自己責任で行い、設定にかかる費用は自己で負担する。
  - (4) Zoom または google meet の機能の不具合等について、当社は一切責任を負わない。
  - (5) Zoom または google meet のチャット機能などを通じて、コンサルタントから送られてきたファイルを受信する場合又は本サービスのウェブページ以外の URL を開く場合、すべて自己責任で行う。
  - (6) Zoom または google meet が提供するサービスに関する問合せ等について、当社は一切対応する義務を負わない。
3. 本サービスの受講にかかる通信料・送料は、利用者の負担とする。

## 第7条（指導）

1. 利用者は、本サービスの期間中、ビジネススキル学習に関する当社所定のコンサルティング又はコーチングを含む指導を受けることができる。
2. 利用者は、前項のコンサルティング又はコーチングの一環として、当社に対し、ビジネス学習の学習計画をまとめた計画（以下「本計画」という。）の内容調整・提案を求めることができる。

3. 利用者は、本サービスの提供を受けるにおいては、自己の貴重品、その他の所持品を自らの責任で管理する。本校舎内で利用者の貴重品、その他所持品の紛失、又は盗難が発生した場合、当社は利用者に対して一切責任を負わない。

## 第8条（チャット機能および当社アプリケーション）

1. 利用者は、本サービスの期間中、当社所定の電磁的なチャット機能およびその他当社が定めるLINE等のアプリケーション（以下「アプリ」）を利用して、当社に対し、日報の提出、学習に関する質問、日報などの課題に対するフィードバックおよびその他本サービスに関係する事項を当社に連絡することができる。当社は、利用者から当該事項を受信した場合、利用者に対し、当社が判断する合理的な範囲内で、必要な応答を行う。
2. 利用者は、自己責任および負担で第8条第1項に定めるチャット機能およびアプリを利用できるよう自己の環境を整えるものとする。

## 第9条（禁止事項）

1. 利用者の本サービスを受ける目的は、原則自らのビジネススキルの向上である。その他の目的（当社のノウハウの獲得およびその商業的利用を含む）の為に本サービスに申し込んではならない。
2. 第9条第1項のほか利用者は以下のいずれかに該当する恐れのある行為を行ってはならない。
  - (1) 当社のスタッフに迷惑をかける行為（個人情報提供の強要、暴行、脅迫、セクシャルハラスメント等の嫌がらせを含むがこれに限らない）
  - (2) 当社のスタッフ及び他の会員に対する他社および他社サービスへの引き抜きや当社からの退職・退会の勧誘行為。
  - (3) 本校舎の利用者、その他の第三者に迷惑をかける行為
  - (4) 本校舎の設備・備品の損壊行為、その他の不適切な取扱い
  - (5) 本校舎内における政治的活動、宗教活動、物品販売、MLM等の営利活動
  - (6) 刃物、火器、薬品等の危険物および動物の本校舎内への持ち込み
  - (7) 当社の著作権・ノウハウ・営業秘密その他の知的財産権等の侵害、名誉若しくは信用の毀損、財産上の権利の侵害等の当社の権利を侵害する行為
  - (8) 当社又は本サービスに関する虚偽の事実を伝播し、又は風説を流布する行為
  - (9) 法令に違反し、公序良俗に反する行為
3. 利用者が第9条に定める行為を行った場合、第12条第1項に従い、当社は以下の対応を行うことができることを確認するものとする。
  - (1) 本サービスの停止又は本契約の解除(2) 民事責任、刑事責任の追及

## 第10条（知的財産権の帰属）

本サービスに関する知的財産権（当社のノウハウおよび機密情報を含む）は全て当社に帰属する。

## 第11条（本サービスの期間）

1. 本サービスの期間は1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者の一方から相手方になされないときは、本契約は、同一条件で更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本サービスの期間は、入会申込書書面に示された期間、その他の方法により契約の締結時に表示された期間とし、本サービスの開始日から起算される。なお、本サービスの期間は、非営業期間を除外した営業日を基準として計算され、本サービスの終了日は、非営業期間を除外して計算される。

3. 本サービスの期間の終了後であっても、本項、第 16 条および第 21 条の規定は引き続き適用される。

## 第 12 条（解除等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する事由が生じた場合、直ちに契約の全部又は一部を解除することができ、これにより利用者は自身が負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとする。なお、利用者は、本項に基づく解除によっても利用者の当社に対する損害賠償責任を免れない。
  - (1) 利用者に関する本契約の違反し、又は利用者が法令違反、その他公序良俗に反する行為をした場合
  - (2) 利用者の責めに帰すべき事由により利用者と当社との信頼関係が破壊されたと当社が判断した場合
  - (3) 利用者が支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合、又は利用者の手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - (4) 利用者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 利用者が破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する倒産手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行った場合
  - (6) 利用者の資産又信用又は重大な変化が生じ、利用者において本契約に基づく債務の履行が困難となる恐れがあると当社が判断した場合
  - (7) その他各号に準ずる事由が発生した場合
2. 利用者は、申込みを行った後、契約書面を受領した日から起算して 20 日を経過するまでは、特定商取引に関する法律等の法令の適用がある場合、申込みを撤回し、又は契約を解除又は解約できる。
3. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、当社の判断に基づき、利用者に対して事前の通知なく、本サービスの提供を一時的に中断又は停止することができる。
  - (1) 天災等の不可抗力、その他技術上の理由で本サービスの提供を中断する必要がある場合
  - (2) 本サービスの変更等を行う場合
  - (3) その他、当社が停止又は中断を必要とする場合

## 第 13 条（休会）

1. 利用者は、やむを得ない事情により学習継続が困難であると当社が判断する場合に限り、その前営業日までに書面を当社に提出すること又はその他当社所定の方法をとることにより、1 回に限り、2 か月以内の休会期間（月単位に限られる）を定めて本サービスを休会することができる。
2. 利用者は、確約した休会期間の経過後、本サービスが再開されることを確認するものとする。

## 第 14 条（中途解約・コース変更時の精算）

1. 契約が本サービスの終了までの間に中途解約・コース変更された場合であっても、当社は、利用者に対し、既に提供された本サービスの対価（受講料の合計額を本サービスの提供された期間で週割りし計算）を返還しない。但し、特定商取引に関する法律その他の法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 第 14 条第 2 項にかかわらず、利用者が特定商取引に関する法律に基づくクーリング・オフ権を行使して契約を解除又は解約した場合、当社は、利用者に対し、法令の定めに従って金銭の処理をする。

## 第 15 条（再委託）

当社は、本サービス提供の一部を第三者に再委託することができる。

## 第 16 条（損害賠償）

1. 当社および利用者は、本契約上又は契約上の義務の違反により相手方に損害を生じさせた場合、当該損害を賠償するものとする。
2. 当社は、第 16 条第 1 項に基づき損害賠償責任を負う場合であっても、債務不履行責任、不法行為責任、その他の請求原因の如何を問わず、利用者に直接かつ現実に生じた通常の損害に限って賠償する責任を負うものとし、間接損害、特別の事情から生じた損害（予見可能性の有無を問わない）および利用者の逸失利益については一切責任を負わない。また、当社が責任を負う損害賠償額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、利用者が当社に対して支払済の入会金および受講料の総額を限度とする。

## 第 17 条（変更）

本契約は、第 1 条第 3 項に定める場合を除き、当社および利用者が、各自正当な権限に基づき、署名又は記名押印した書面をもってのみ、変更又は修正できるものとする。

## 第 18 条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、当社の事前の書面による同意なく、契約上の地位又は契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の方法により処分してはならないし、承継させてもならない。

## 第 19 条（届出事項の変更）

1. 利用者は、当社に提供した氏名・住所等の個人情報の全部又は一部について、誤り、不足、追加、変更があった場合、当社所定の方法により遅滞なく訂正、追加、変更を行うものとする。
2. 当社は、届出事項の訂正、追加、変更がなされるまでは、既に当社に提供されている情報に基づき、取り扱えば足りるものとし、かかる取扱いを行う。その結果、当社が利用者に対して発した通知が不到達となった場合でも、責任を負わない。また、当該通知が利用者には到達するために必要な期間が経過した時点で、当該通知が利用者には到達したものとみなす。

## 第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、当社に対し、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、および以下のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている恐れがある
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と関係を有する
2. 利用者は、当社に対し自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為を行わないと確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他、当社が社会的に非難される行為だと判断した行為

3. 当社は、利用者が第 20 条のいずれかに違反した場合、直ちに契約を解除することができ、当該解除により利用者に生じた損害について、一切の義務および責任を負わない。

## 第 21 条（準拠法および合意管轄）

1. 契約に関する準拠法は、日本国の法令とする。
2. 当社および利用者は、契約に起因又は関連する一切の紛争について、その訴額に応じて、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意するものとする。

## 個人情報取扱い条項

### 第 1 条（基本方針）

1. 利用者は、本サービスに関連して当社が利用者に対して開示した機密情報・非公知の情報について、当社の事前書面による承諾がある場合を除き、口外しないものとする。

### 第 2 条（利用目的）

1. 当社は、利用者へのサービスを提供する過程で以下の目的で利用者の個人情報を収集・利用し、利用者の同意無くその範囲を超えて利用しない。
  - (ア) 個人認証のため。
  - (イ) サービスの提供管理のため。
  - (ウ) 英語力の向上のため。
  - (エ) サービス提供に際して必要な利用者の体調等の確認・記録のため。
  - (オ) 利用者への各種情報提供（各種連絡、お知らせ、サービスのご案内、お支払い状況報告）のため。
  - (カ) 個人を識別できない形式でのマーケティング情報収集及び商品の研究開発のため。
  - (キ) 契約管理及びお支払い状況管理のため。
  - (ク) 第三者からの受託による商品・サービスの広告物・印刷物の送付。
  - (ケ) 諸般の事務手続きや連絡のため。
  - (コ) 当社及び当社の FC 加盟の各校舎及び関連グループからの各種案内送付のため。
  - (サ) 成績向上・合格実績の校舎内の掲示又は冊子での掲載のため。
2. 当社は、利用者の情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合があります、その場合、当社は、利用者の情報を適切に管理できる体制を構築し、運用していることを条件に委託先を選定する。当該委託先とは、機密保持契約を締結し、利用者の情報を厳に管理させる。
3. 当社は、利用者が当社に提供した情報等を個人が特定できない統計的な情報として、当社の裁量で利用および公開でき、利用者はこれに同意するものとする。

以上

2024 年 10 月 10 日制定